

「これって大丈夫？」
「こんなときどうする？」
製作と販売のために
クイズで学ぶ法律知識

会場

埼玉県
障害者交流センター
or Zoom

ZOOMでのご参加の方は、必ず事前に
アプリのインストールをお願いします

対象者

どなたでも

障害者施設関係者から福祉商品に
興味のある方まで広く募集します！

日時

2025 年
2月6日

木

14:00-16:00

申込み切：1月30日(木)まで

お申し込みは
こちらから



お申込みの際に、講師へのご質問・お悩み相談をフォームから受け付けています。

相談例

- キャラクター入りの布地を購入して袋にしているの？
- 企業と契約を結ぶ際、どんな書類が必要なの？

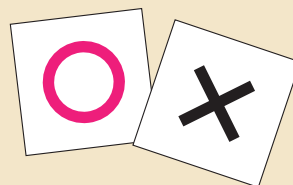
などなど…

具体的なお悩みも募集しています！この機会に弁護士の先生に相談してみましょう

○×クイズで分かりやすく学ぼう！

●×カードを用意してね！

???



例 **Q** ほかの人がかいた絵を
マネして同じ絵をかいてもよい？



オリジナル
by 阿部美幸
(KOBOSYU)



勝手に
使っていいの？

近年、障害のある人たちの表現はさまざまな場面で取り上げられるようになりました。彼らの自由で常識にとらわれない発想と表現は、展覧会をはじめ、企業の広告や商品への利活用など社会で活躍する場面が増えています。そうした多くの方の目に触れる機会や契約を結ぶ際には、気を付けなければいけないルールがあります。同様に、自分たちの福祉施設で製作しているグッズも、安心して販売するには知っておきたい基本的な法律知識があります。本研修の講師は法律の専門家であり、障害のある方の芸術活動の支援にもたずさわっている弁護士の岩本憲武さんです。施設の職員が、障害のある人たちの活動を守り、また商品の製作・販売のために知っておきたい著作権や契約などの基本的な法律知識をクイズ形式で分かりやすく解説します。作品が生まれたのに、トラブルに見舞われてしまったら残念です。「転ばぬ先の杖」として、この機会に、みんなで楽しく学び合いましょう！



講師プロフィール

弁護士 岩本 憲武

岩本法律事務所（埼玉県川口市）所属。

個人や法人の民事事件の代理人や、刑事事件・

少年事件の弁護士としての活動を中心としている。また、埼玉県障害者芸術文化活動支援センター「アートセンター集」の協力委員として障害のある方の芸術活動を支援し、障害者アートと著作権に関する研修の講師を多く担当している。

